■Article(vol.58)■ ……

二人会社における代表取締役の解任決議が不存在とされた事例

日本大学法学部准教授　大久保 拓也

……

一　二人会社における代表取締役の解任決議

今回取り上げるのは、二人会社（Ａ会社およびＢ会社）の完全子会社であるＹ会社の代表取締役Ｘが、親会社からの連結関係の解消を図ろうとしたものの成功せず、逆に取締役の地位から解任された事例（東京地判平成23年1月26日）である(注 1)。代表取締役からすれば親会社からの独立であり、親会社からすれば一種の乗っ取りともみられる。同様の問題はさまざまな会社において発生する可能性が高いため、今後の実務において参考になる事例である。

二　東京地判平成23年1月26日の概要

（１）事実の概要

①　Ｙ会社（被告）は、平成18年4月27日に設立され、コンピューターネットワークを利用した各種情報提供サービス業務等を目的とする取締役会設置会社である。Ｘ（原告）は、平成18年7月27日、Ｙ会社の代表取締役に就任した。Ｙ会社の発行可能株式総数は5万株、発行済株式総数は6000株、資本金の額は3億円であり、定款に株式の譲渡につき、取締役会の承認を要する旨の定めを設けている。Ｙ会社の株式については、Ａ社が全株保有していたが、平成20年1月31日にＡ社が1000株をＢ社に譲渡している。

②　Ｘは、株主であるＡ社およびＢ社に対し、平成20年11月20日付けで、開催日時を同年12月5日午前10時、開催場所をＹ会社の本社会議室、会議の目的事項・決議事項を、(1)募集株式発行の件（募集事項の決定を取締役会に委任する旨の議案)、(2)自己株式取得の件（Ａ会社からＹ会社の普通株式2525株を取得する旨の議案）等とする臨時株主総会（以下「本件株主総会」という）の招集通知を出した。

本件株主総会は、平成20年12月5日午前10時、株主であるＡ会社の代表取締役としてＣおよび同じく株主であるＢ会社の代表取締役としてＤが出席して開催された。また、本件株主総会には、Ｙ会社の代表取締役としてＸが、取締役としてＥ（Ｃの実弟）およびＦが、監査役としてＧがそれぞれ出席していた。

Ｘは、本件株主総会の議長として本件株主総会の開会を宣言し、会議の目的事項に関する説明を行った。当該説明が終わった後、(1)ＣがＸに対する議長不信任の動議および議長をＥに交代するよう求める旨の動議を提出し、さらに(2)ＣがＸ、ＦおよびＨを取締役から解任するとの動議並びに(3)ＣおよびＩを取締役に選任するとの議案を提出し、そしてこれに基づく決議が行われた（(2)および(3)の決

※掲載記事の無断転用、転載はお断りいたします。

議を、以下「本件決議」という）。

③　その後、平成21年1月8日午前11時、Ａ会社の本社会議室において、Ｙ会社の臨時株主総会（以下「本件追認株主総会」という）が開催され、本件株主総会における本件決議を追認するとの議案が可決された（以下「本件追認決議」という）。本件追認株主総会には、株主であるＡ会社の代表取締役としてＣが出席し、Ｙ会社の代表取締役としてＣが、取締役としてＥおよびＩが、監査役としてＪがそれぞれ出席した。

④　そこで、Ｘが、Ｙ会社に対し、Ｙ会社の本件株主総会における取締役の解任決議・選任決議について、本件決議不存在確認（会社法830条1項）等を求めた。

（２）判旨（Ｘの請求一部認容）。

①　本件決議が存在するか否かについて

「議長は、議案が議長の不信任案であったとしても、定款に別段の定めがない限り、その地位を回避することを要しないというべきであり……Ｙ会社の定款には上記別段の定めがないことが認められるから、ＣがＸに対する議長不信任の動議を提出したとしても、Ｘにおいてこの動議についての審議及び採決を行うべきことになる。……Ｅを議長に選任するとの決議については、本件株主総会における議長としての資格のないＥの下で採決が行われたものといわざるを得ず、しかも、Ｄの賛成の意思表示は、Ｙ会社が議長と主張しているＥではないＣによって確認されたというのであるから、そもそも上記決議に係る採決があったということもできない。そうだとすれば、……本件決議は決議としての外観があるとしても、法的には不存在といわざるを得ない。」

②　本件決議が追認により有効になるか否かについて

「本件決議が不存在である以上……Ｃによって招集された本件追認株主総会にも瑕疵があることになる。

しかし……いわゆる一人会社の場合には、その一人の株主が出席すれば、それで株主総会は成立し、招集の手続は要しないものと解される（最高裁判所第一小法廷昭和46年6月24日判決・民集25巻4号596頁）ところ……本件追認株主総会においては、当時のＹ会社の株式の全てを保有するＡ会社の代表取締役としてＣが出席して本件追認決議がなされたことが認められる。そうだとすれば、本件追認決議は、存在するものと認めるのが相当である。」

「本件決議は、法的には不存在であっておよそ株主総会決議とは認められないのであるから、本件追認決議の効力を遡及させることは、これによって第三者の法律関係を害さない等の特段の事情がない限り認めることはできないと解すべきである。そこで検討すると……本件追認決議に遡及効を認めることは、Ｘの取締役兼代表取締役の地位の喪失時期に影響を与え、本件追認決議によってＸのＹ会社に対する本件追認決議までの報酬請求権を一方的に奪うことになる。そうだと

※掲載記事の無断転用、転載はお断りいたします。

すれば、本件追認決議に遡及効を認めることはできないというべきであ」る。

三　本判決の争点

本件の主な争点は、①定款の定めによる議長（Ｙ会社の代表取締役）以外の者が議長を務めた場合に、決議が不存在となるか、②全株式を保有する株主が出席する株主総会における本件決議追認の効力、等である。

（１）株主総会における議長不信任の動議

①　議長の地位

会社法は、株主総会の秩序を維持し、議事を整理するものとして、議長の権限を規定している（会社法315条1項）。株主総会の議長は、会議体の一般原則として、定款に定めがないときは株主総会において選任・解任できる。

実際は、定款に、株主総会の議長には社長である取締役が当たる旨を定めているのが一般的である。Ｙ会社についても、取締役社長が議長となる旨を定めていた。このような定款規定がある場合に、本件のように議長不信任の動議が出された場合が問題となるが、議長不信任動議は議長の裁量事項の範囲外の事項に関する動議であって、議長にはこれを取り上げるべきかどうかの裁量権は認められず、この処理を株主総会に諮らなければならないと解されている（注2）。

②　本判決の検討

本件で裁判所は、議長としての資格のない仮議長Ｅのもとで、議長Ｘの不信任と新議長Ｅの選任がなされているが、①確かに、株主であるＡ会社およびＢ会社の各代表取締役ＣおよびＤが賛成し、株主全員一致をもってＥが議長に就任したが、「この動議についてのＤの賛成の意思表示は、Ｃが隣の席にいるＤに確認し、Ｄがうなずいたことによってなされた」ものにすぎないと認定し、そのために②Ｅを新議長に選任する決議については「本件株主総会における議長としての資格のないＥの下で採決が行われたものといわざるを得ず、しかも、Ｄの賛成の意思表示は、Ｙ会社が議長と主張しているＥではないＣによって確認されたというのであるから、そもそも上記決議に係る採決があったということもできない」と認定している。

Ｙ会社の二人株主（Ａ会社・Ｂ会社）の各代表取締役ＣとＤが出席している全員出席総会であり、Ｘ議長の不信任は成立できたはずである。それではなぜ、認められなかったのであろうか。

議長不信任の動議が提出された場合、総会に諮ることになるが、一般に、投票の結果は、議長によって表明されるまでは議事の内容をなすものであるにすぎず、議長が投票の結果を確認宣言して初めて議決が成立する、と解され、また明確に議長の宣言がない場合でも、定款等の内部規定に別段の定めがない限り、討議の過程を通じて議案に対する各株主の賛否の態度が明白になり、議案の成立に必要

※掲載記事の無断転用、転載はお断りいたします。

な議決権数を有する株主が決議に賛成することが明らかになれば、採決行為がなくても決議は成立する、とも考えられている（注3）。

しかし、本件株主総会では、この点にかかるＣとＤの賛成の意思表示が明らかではなかったことから、本件決議不存在とされたものと考えられる。

（２）全株式を保有する株主による追認決議の遡及効

①　総会決議不存在の効力

株主総会決議不存在とは、(1)株主総会の決議がなされた事実が存在しないのに、決議があったかのように議事録が作成され、登記がなされた場合や、(2)一応総会および決議は事実上存在するものの、その成立過程の瑕疵が著しく、法律上決議があったとは評価できない場合をいう（注4）。

決議不存在は、不存在の確認を求める正当な利益がある限り、誰に対しても、いついかなる方法によっても主張でき（会社法830条1項）、決議不存在確認判決が確定した場合、その判決は第三者に対しても効力を有する（対世効：同法 838条）。株主総会の瑕疵をめぐる争いでも、決議取消の訴え（会社法831条）については、決議取消判決の確定によって無効になるまでは決議は一応有効に存在することになるが、株主総会決議不存在は総会決議の事実の存在が認められないことになる。

②　本判決の検討

株主総会決議不存在とされた本件決議と本件追認決議の効力について、本判決は遡及効を認めなかった。

これは、本件決議が不存在である以上、追認の余地は認められないと解するのが自然であるが、(1)株主総会の瑕疵をめぐる株主総会決議無効の訴え（会社法830条2項）について、民法119条に基いて原則は追認の効力は生じないものの、当事者のみならず第三者に対する関係でも不利益を及ぼさない範囲であれば、遡及的追認が認められることは、古くから判例・学説によって承認されており、(2)実際には「無効」と「不存在」の区別は微妙な場合が少なくなく、本件でも不存在とされてはいるものの本件株主総会が開催され、本件決議がなされたという外形的事実は存在するから、「特段の事情」があれば不存在とされる本件決議にも追認の遡及効が及ぶことと判示したものと推察される（注5）。

（注1）東京地判平成23年1月26日・資料版商事324号70頁、本判決の評釈として、弥永真生「判批」ジュリ1428号（2011年）82頁。なお、本件はＹ会社がＸに残存任期分の取締役の報酬（1600万円）を受取ることで和解が成立している（会社法339条・
http://www.nowloading.co.jp/_disclosure/110428_release01.pdf#search='www.nowloading.co.jp/_disclosure/110428_release01.pdf'）。

※掲載記事の無断転用、転載はお断りいたします。

（注2）上柳克郎ほか編『新版注釈会社法(5)株式会社の機関(1)』（1986年）170頁〔森本滋執筆〕。

（注3）酒巻俊雄＝龍田節編集代表『逐条解説会社法（第4巻）機関 1』（2008年）173頁〔浜田道代執筆〕、江頭憲治郎『株式会社法（第3版）』（2009年）334頁。

（注4）最判昭和38年8月8日・民集17巻6号823頁、上柳ほか編・前掲(注2)398頁〔小島孝執筆〕。

（注5）資料版商事324号71～72頁の解説参照。

以上

※掲載記事の無断転用、転載はお断りいたします。